

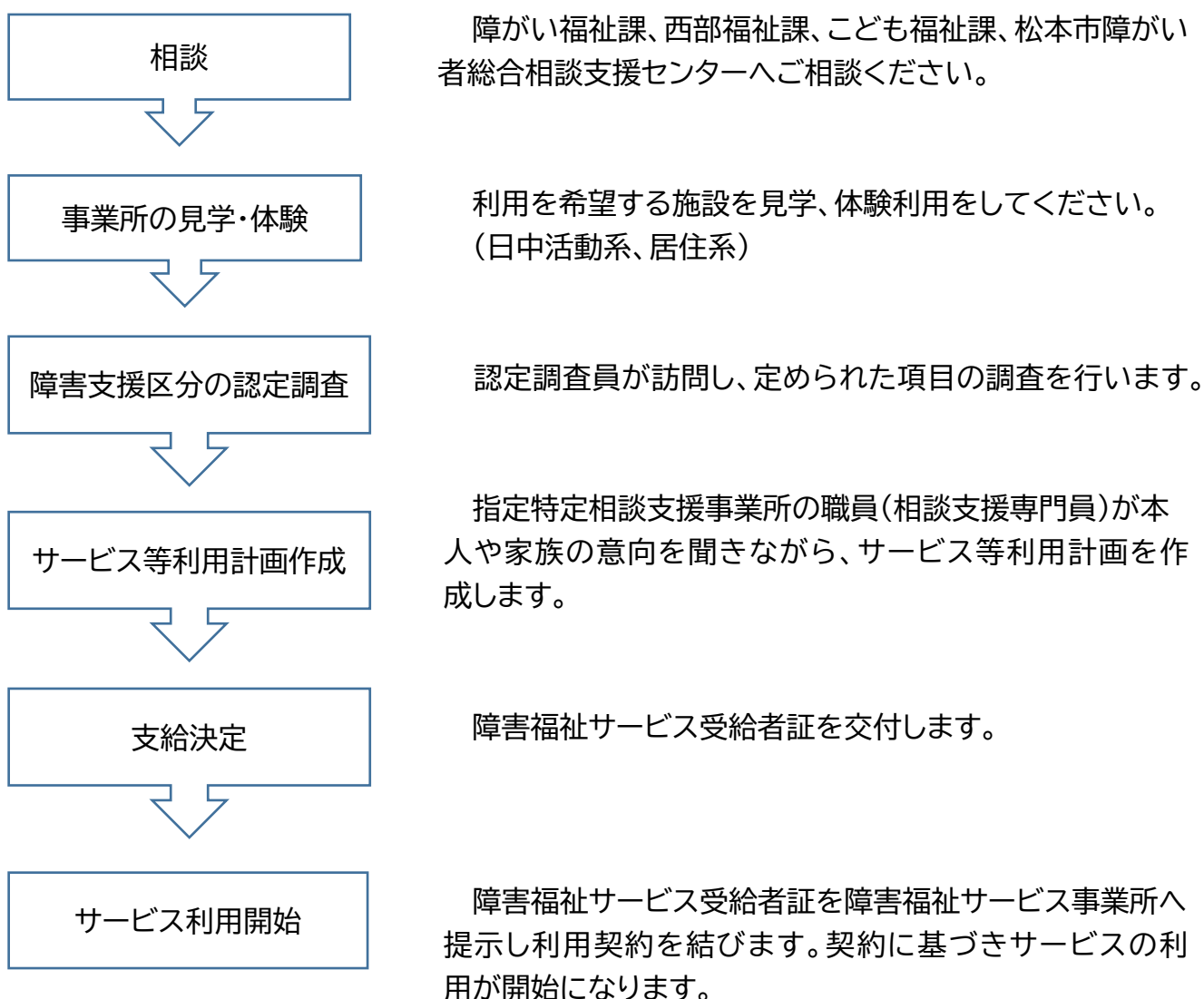
8 在宅生活の援助

自立支援給付(介護給付・訓練等給付)／障害児通所給付

自立支援給付(介護給付・訓練等給付)で受けられるサービスは、主に在宅で利用するサービス(訪問系)、通所して利用するサービス(日中活動系)、居住の場として利用するサービス(居住系)の3つに分類されます。

(1)対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者

(2)サービス利用の流れ(一般的な利用の流れ)



< 訪問系サービス >		
サービス名		サービス内容
介護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介助のほか、調理、洗濯、掃除等の支援を行います。また、通院等の介助(知的障がい・行動障がい等があり見守りが必要な場合)も行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方へ、居宅で入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動の補助等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいがあり移動が困難な方へ、移動時に必要な情報の提供や移動に必要な補助を行います。
	行動援護	知的や精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方へ、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の補助を行います。
	重度障害者等 包括支援	重度の障がい等で介護の必要が高い方へ、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

< 日中活動系サービス >		
サービス名		サービス内容
介護 給 付	療養介護	医療と常時介護を必要とする方へ、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方へ、昼間、施設で入浴、排せつ、食事等の介助を行うとともに、創作活動等の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する方が病気等で一時的に介護ができない時に、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
訓練 等 給 付	就労移行支援	一般企業等への就職を希望する 65 歳未満の方へ、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の方へ、雇用契約に基づき、生産活動の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業等や雇用契約に基づく就労が困難な方へ、生産活動の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方へ、就労に伴う生活面の課題に対応するための指導、助言等の支援を行います。

	自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方へ、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のための必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	知的や精神の障がいがある方へ、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する助言等の支援を行います。

< 居住系サービス >		
サービス名		サービス内容
介護 給付	施設入所支援	施設に入所する方へ、主に夜間・休日に、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
訓練 等 給付	自立生活援助	1人暮らしを希望する障がいがある方に対して、定期的または随時の居宅訪問により課題を把握し、必要な助言や連絡調整等の支援を行います。
	宿泊型自立訓練	知的や精神の障がいがある方へ、居室や設備等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。

< 相談支援給付 >		
サービス名		サービス内容
計画相談支援		サービス等利用計画案の作成や、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援		施設に入所、または長期間精神科病院に入院している方が地域生活に移行するために、住居の確保や相談、その他必要な支援を行います。
地域定着支援		居宅において単身で生活している障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談その他必要な支援を行います。

(注)訪問系・日中活動系・居住系サービスの事業所や相談支援(計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援)の事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

<障害児通所給付>	
サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	学校就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい児に対し、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行います。

(注)事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

(3)負担上限月額について

障害福祉サービスの利用には、原則、1割の自己負担が発生します。負担上限月額については以下のとおりです。

就学前の障がい児の発達支援の無償化、障害児通所支援に係る多子軽減等、負担上限額月額の軽減の詳細については、直接、担当窓口へお問い合わせください。

所得区分		負担上限月額
生活保護		0円
低所得1 (市町村民税非課税者であって障がい者または障がい児の保護者の収入が年間80万円以下である者)		0円
低所得2 (市町村民税非課税者のうち、低所得1に該当しない者)		
一般1 (市町村民税課税世帯に属する者のうち、居宅で生活する者または20歳未満の施設入所者かつ、市町村民税所得割額が16万円(障がい児及び20歳未満の施設入所者にあたっては28万円))	居宅で生活する障がい児	4,600円
	居宅で生活する障がい者および20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2 (市町村民税課税世帯に属する者のうち、一般1に該当しない者)		37,200円

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

地域生活支援事業

市が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するサービスです。

サービス名	サービス内容
移動支援	屋外での移動等が困難な障がいのある方へ、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。 (注)自立支援給付の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給対象となる場合は、自立支援給付が優先します。
日中一時支援	居宅で介護する方が病気・仕事等で一時的に介護ができない時、施設等で日中の介護(保護)を受けられます。
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な重度身体障がい者(児)、および難病患者の方に対して、自宅に浴槽を搬入し入浴を行います。
地域活動支援センター	障がい者等が通所し、日常生活訓練や社会適応訓練、創作的活動等のサービスを受けられます。 (注)介護保険も対象になる方は、原則として介護保険のデイサービス(通所介護)の利用が優先します。

(注)事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

	介護保険制度
--	---------------

障害福祉サービスと同様のサービスが介護保険で受けられる場合(訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴等)には、原則として介護保険を優先することとされています。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

	第1号被保険者	第2号被保険者
区分	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の健康保険に加入している方
給付の対象者	・寝たきり、認知症等で入浴、排せつ、食事等の日常生活に介護が必要な方(要介護者) ・日常生活の一部に支援が必要だが心身の機能の維持、改善が見込める方(要支援者)	・国で定めた特定疾病(16疾病(注))によって、介護または支援が必要となった方

(注)特定疾病(16 疾病)

脳血管疾患、骨折を伴う骨粗鬆症、筋委縮性側索硬化症、脊柱管狭窄症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、初老期における認知症、パーキンソン病関連疾患(パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、シャイドレーガー症候群、オリーブ橋小脳萎縮)、脊髄小脳変性症、後縦靱帯骨化症、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、早老症、がん末期

○窓口 高齢福祉課 電話34-3213、34-3214、34-3237、34-3061
FAX 34-3016、34-3026

有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」

松本市社会福祉協議会では、障がいのある方がより快適な在宅生活を送れるよう、地域住民の皆さんの支えあいによる有償の支援を行っています。(会員制)

(注)協力できる会員がいない場合は、お断りすることもあります。

○対象者 支援が必要な方

○費用負担 年会費1,000円
家事支援…1時間990円
外出支援…1時間1,210円
ゴミ出し支援(一般家庭ゴミ)…1回165円(1回で2袋まで)

○窓口 松本市社会福祉協議会 地域福祉課
電話25-7330 FAX27-2239

タイムケア事業

介護者が一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人又は指定された民間福祉団体等で介護サービスを受けられます。

○対象者 在宅の心身障がい者(児)(身体障がい者は重度に限る)

○利用時間 年300時間以内(送迎時間を含む)

○費用負担 食費等実費については自己負担となります。

○利用方法 市に利用者および介護者の登録を行います。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

訪問給食サービス(市の制度)

65歳以上の高齢者や障がい者のみの世帯の方に対し、訪問による給食サービスを提供することにより、その安否確認や健康維持・食の確保による自立支援を図ります。

○対象者 四賀地区、安曇地区、奈川地区に住所を有する方

○事業内容 週6回、昼食を配送

○利用料 1食 500円(利用料金は委託事業者に直接支払い)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
(65歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3492 FAX34-3026

公営住宅(市営・県営住宅)の入居

障がいのある方または障がいのある方と同居する世帯は、公営住宅家賃の減免が受けられる場合があります。障がいの種類、本人状況によっては60歳未満でも単身入居できる場合があります。身体障がい者用公営住宅もあります。

○対象者 (1)身体障害者手帳 1級～4級
(2)療育手帳 A1～B1
(3)精神障害者保健福祉手帳 1級～2級
(注)60歳未満の単身入居については、担当窓口へお問い合わせください。

○所得制限 入居、減免条件に一定額の制限があります。

○窓口 長野県住宅供給公社 松本事務所(合同庁舎南)
電話47-0240 FAX47-8902

	障がい者住宅等整備事業(市の制度)
--	--------------------------

(注)工事前に必ずご相談ください。

重度の身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、また、行動障がいがある知的障がい者の介護者の負担軽減のため、居室、浴室、台所、洗面所等の住宅整備または改善する場合、補助金を交付します。

- 対象者 (1)身体障害者手帳1～6級で65歳未満の方
 (ただし、4～6級は独居者または常時介護する者がいない方)
 (2)行動障がいがある知的障がい者
 (行動援護スコアが10点以上の方)

- 所得制限 前年の世帯の所得税総額が8万円以下の世帯

- 補助金 (1)70万円(身体障がい者)
 (注1)日常生活用具給付等事業および介護保険による「住宅改修費」該当分
 (20万円以内)を除く。
 (注2)「住宅改修費」該当改修で20万円を超えた部分も対象となります。
 (2)90万円(強度行動障がい者)

- 費用負担 1割の自己負担があります。

- 持ち物(着工前) 着工前の現場写真、工事見積書、図面

- 持ち物(着工後) 領収書、請求書、着工後の現場写真

- 注意事項 当年度の予算の執行状態により補助金の交付が受けられない場合があります。
 す。住宅の新築、増改築は対象となりません。

- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
 (65歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3214 FAX34-3016

	家具転倒防止事業（市の制度）
--	-----------------------

（注）工事前に必ず担当窓口にご相談してください。

地震発生時における家具の転倒による被害の防止、軽減を図るために、家具転倒防止金物取付工事費の一部を補助します。

○対象者 次のいずれかに該当する者のみで構成された世帯

（1）障がい者手帳をお持ちの方

（2）75 歳以上の高齢者

（3）要介護又は要支援認定を受けている方

○対象工事 工務店等が大型の木製家具（たんす、食器棚等）に家具転倒防止金物を取り付けた工事

（注 1）家具転倒防止金具は、L字金物など建物の下地に強固に固定する物とし、つっぱり棒、固定ベルトなどは該当しません。

○補助金補助 対象経費の 2 分の1以内、かつ 2 万円以内

（注 2）1 世帯につき、1 回限り

○留意点 補助金申請の受付は、工事完了後3週間以内です。

○窓口 住宅課 電話34－3246 FAX34－3207



理美容料金助成券の交付(市の制度)

外出困難な障がい者や高齢者に対して、訪問理美容を受ける場合の助成券を交付します。

- 対象者 次のいずれかに該当する方
(1)身体障害者手帳1、2級の方のうち、常時寝たきりで外出困難な方
(2)65歳以上の在宅高齢者のうち、常時寝たきりの方
(3)65歳以上の在宅高齢者のうち、認知症により、外出困難な方
- 交付内容 1,000円分の助成券を各年度18枚交付します。
- 留意点 1回の利用につき、助成券は3枚まで使用することができます。
(差額については自己負担となります。)
ただし、1回の利用の料金が3,000円未満の場合、1,000円に満たない額の部分は現金での支払いになります。
(例 料金が2,700円の場合、助成券2枚まで使用可、残額の700円分は現金で支払う。)
- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
(65歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3214 FAX34-3016

くみとり料金の免除(市の制度)

次に該当する場合、し尿のくみとり料金が全額減免されます。

- 対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、市民税の非課税世帯の方
- 窓口 環境保全課 電話34-3024 FAX34-3202

青い鳥郵便葉書の無償配布

青い鳥郵便はがき(くぼみ入り通常郵便はがき)20枚が無料配布されます。

- 対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2をお持ちの方
- 申込方法 毎年4月～5月に、お近くの郵便局で所定の用紙に必要事項を記入し、障がい者手帳を提示して申し込みます。(郵便による申し込みもできます)
- 窓口 お近くの郵便局 (松本郵便局 電話・FAX35-0399)

NHK受信料の減免

次に該当する場合、NHK 受信料が減免されます。

半額減免	視覚か聴覚の身体障害者手帳(等級制限なし)または身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちで、本人が世帯主であり受信契約者である場合
全額減免	身体・知的・精神いずれかの障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

※免除基準における世帯とは、「住居および生計を共にする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。(平成 20 年8月日本放送協会「放送受信料免除(障がい者関係)の市町村における証明事務のガイドラインより抜粋)

- 持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑
- 窓口

NHK長野放送局営業部	電話026-291-5205
松本市役所障がい福祉課	電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課	電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課	電話 92-3002 FAX92-7111

	携帯電話基本使用料等の割引
--	----------------------

次に該当する場合、携帯電話の基本使用料等が割引されます。

○対象者 障がい者手帳をお持ちの方

○窓口 各携帯電話の取扱い店またはグループ店

	郵便等による不在者投票
--	--------------------

身体障害者手帳に記載されている障がいの程度が下記に該当する方は、自宅等で投票用紙に記入し、郵便等により送付をする不在者投票をすることができます(代理記載人による代筆の制度もあります)。制度を利用するためには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

申請手続きや詳細については、担当窓口へお問い合わせください。

○対象者 (1)両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障がいの程度が1級または2級
(2)心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障がい程度が1級
 または3級
(3)免疫・肝臓のいずれかの障がい程度が1～3級
(注) 代理記載制度:上記障がいに加え視覚または上肢機能の障がいの程度
 が1級

○窓口 松本市選挙管理委員会事務局 電話34-3230 FAX39-1160

	ヘルプマーク
--	---------------

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に、周囲に知らせることができるマークを、ご希望の方に無料でお渡しします。(一人につき1個まで)

○対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病、妊娠初期の方等
(障がい者手帳の交付を受けていなくても利用できます。)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
(松本保健福祉事務所でも無料でお渡ししています。)

(注)障がい者に関するマークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、様々なものがあります。

詳しくは下記、内閣府 HP をご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html> (内閣府)

	手話通訳・要約筆記者・ろう通訳者の派遣(地域生活支援事業)
--	--------------------------------------

聴覚障がい者が病院、公的機関等でコミュニケーションがとれない場合、または会議、講演会等で通訳が必要な場合等、手話通訳者・要約筆記者・ろう通訳者を派遣します。

(注)エクセルを利用したEメールでの派遣申請も受け付けています。ご希望の方は下記メールへご連絡ください。

○対象者 聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
E-mail:syuya.youyaku@city.matsumoto.lg.jp

	松本市聴覚障害者生活訓練事業(地域生活支援事業)
--	---------------------------------

聴覚障がい者の日常生活上必要な訓練等を個別に対応し、情報提供、コミュニケーション支援等を行います。

○対象者 聴覚障がい者

○実施主体 NPO法人松本市聴覚障害者社会参加支援協会
電話26-9524 FAX26-3053

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119

	言語および聴覚障がい者
--	--------------------

	FAX110 番・110 番アプリシステム
--	------------------------------

言語および聴覚障がい者等の方が、事件や事故にあった場合に警察への通報手段として、FAX または、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報することができます。

○対象者 言語および聴覚障がい者等

○送信方法 (1)FAX110番通報について

FAX 用紙に事件名、発生場所、発生日時、状況、ファックス発信者の住所・氏名・年齢・FAX番号・コミュニケーション方法、現在地等を記入し、「0120-760-110」へ送信します。(事前登録の必要はありません)

(2)110番アプリシステムについて

音声によらずに警察へ通報可能なシステムです。詳細は以下の URL からご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/oshirase/oshirase/appli110.html>

○問合わせ 長野県警察本部 電話026-233-0110

	言語および聴覚障がい者等”ファックス”119番緊急通報
--	------------------------------------

ファックスで緊急通報(火災および救急要請)をする場合でも、電話と同じ「119」の番号で松本広域消防局に送信することができます。(事前登録の必要はありません)

○対象者 言語および聴覚障がい者等

○問合わせ 松本広域消防局 通信指令課 電話25-6108 FAX25-6108

	携帯電話災害通報受付サービス (Net119 通報システム)
--	---

言語および聴覚障がい者等の方が、携帯電話のインターネット機能とGPS機能を活用して、火災や救急等の災害通報をすることができるサービスです。

(注)事前登録が必要です

○対象者 松本広域圏(8 市村)に居住または通勤・通学していて、一般の加入電話(携帯)からの火災や救急等の災害通報が困難な方

○問合わせ 松本広域消防局 通信指令課 電話25-6108 FAX25-6108

	発声訓練教室(音声機能障がい者発声訓練事業)
--	-------------------------------

疾病等により喉頭を摘出した方を対象として、声を取り戻すための発声訓練教室を実施します。(松本教室他県内5ヶ所で定期的に教室が実施されています。)

○対象者 疾病等により喉頭を摘出した方

○実施主体 長野県信鈴会(長野県からの委託)
電話52-8768 FAX52-8768

	視覚障がい者社会生活訓練
--	---------------------

中途失明により、感覚訓練、点字指導、歩行指導等の生活訓練が必要な場合、訓練指導員を派遣します。

○対象者 重度の視覚障がい者

○実施主体 長野県視覚障害者福祉協会(県視覚障害者福祉センター)
電話32-5632 FAX32-7854

	点字・声の広報等の配布
--	--------------------

重度視覚障がい者で、点字または録音テープによる「広報まつもと」「社協まつもと」を希望する方に配布します。

○発行回数 広報まつもと…年12回、社協まつもと…年4回

○窓口 広報まつもと
 松本市役所 秘書広報室 電話34-3271 FAX35-2030
 社協まつもと
 社会福祉協議会 地域福祉課 電話27-3381 FAX27-2239

	テープ、映像音声資料(テープ、ビデオなど)、図書の貸し出し
--	--------------------------------------

視覚障がい者の方に、点字図書、声の図書(テープ、CD)、CD図書朗読機の貸し出しをしています。

- 窓口
- (1)上田点字図書館 電話0268-22-1975
視覚障がい者の方に、小説や教養・娯楽に関する図書の朗読録音テープの貸し出しをしています。
 - (2)長野県社会福祉協議会 電話026-227-5207
聴覚障がい者の方に、字幕または手話入りビデオカセットの貸し出しをしています。
 - (3)長野県聴覚障害者情報センター
電話026-295-3530 FAX026-295-3567
 - (4)塩尻市立図書館 電話52-0280 FAX53-7999

	やまびこ文庫
--	---------------

図書館の本、CD、点字資料、視覚障がい者用録音図書(デージー等)を月1回、宅配します。配達、回収は宅配業者が行います。

○対象者 障がい、高齢等で図書館へ行くことが難しい方

○窓口 中央図書館 電話32-0099 FAX37-1148

	対面朗読
--	-------------

ボランティアグループ「朗読ふれあいの会」の会員が自宅等へ訪問し、本や新聞などの朗読を行います。

○対象者 視覚障がい者または視覚による表現の認識に支障があり、通常の本を読むことが難しい方

○窓口 中央図書館 電話32-0099 FAX37-1148

	アクセシブルライブラリー
--	---------------------

視覚障がい者専用の電子図書サービス(アクセシブルライブラリー)の利用に必要な、利用者IDカードの交付を行っています。

- ・コンテンツ数:約17,000点(2024年7月1日時点)
- ・個人のスマートフォンやパソコン等で利用でき、すべてのコンテンツを自動で読み上げします。(音声の速度、種類を選ぶことが可能)
- ・利用料無料
- ・通信料は利用者負担

○対象者 身体障がい者手帳(視覚障がい)を持っている方

○窓口 中央図書館 電話32-0099 FAX37-1148

	長野県障がい者文化芸術祭作品展
--	------------------------

毎年9月に県障がい者文化芸術祭が開催され、作品展への出品を募集しています。

○募集時期 7月ごろ『広報まつもと』で募集します。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119

	障がい者スポーツ・パラスポーツ
--	------------------------

障がい者スポーツは、障がいがあってもスポーツ活動ができるよう、障がいに応じた配慮や工夫、ルールや用具などを変更して行われるスポーツのことです。

パラリンピックの他、聴覚障がい者を対象としたデフリンピックや知的障がい者を対象としたスペシャルオリンピックス、全国障害者スポーツ大会(代表選手は長野県障がい者スポーツ大会等で選考)等様々な大会があり、長野県内や松本市内でも様々な大会やイベント、教室等が開催されています。

○スポーツ用具の貸出

ニュースポーツやパラスポーツの用具の貸し出しを行っています。

所在地 松本市美須々5-1 総合体育館

連絡先 電話32-1818 FAX36-9394

○パラスポーツ体験

市内体育館でパラスポーツ体験会等を行っています。

窓口 スポーツ事業推進課 電話45-9512 FAX45-1024

○長野県内の障害者スポーツ関係団体・施設

(1)長野県障がい者スポーツ協会

所在地 長野市下駒沢586 長野県障がい者福祉センター内

連絡先 電話026-295-3661 FAX026-295-3662

(2)長野県障がい者スポーツ福祉センター サンアップル

所在地 長野市下駒沢586

連絡先 電話026-295-3111 FAX026-295-3511

(3)障がい者スポーツ支援センター松本 サンスポートまつもと

所在地 松本市梓川梓2288番地3 松本市役所梓川支所2階

連絡先 電話88-6826 FAX88-6836

	長野県障がい者スポーツ大会
--	----------------------

毎年9月に開催されます。5月頃に出場選手を募集します。出場を希望される方はお問い合わせください(特別支援学校に在学中の方は、在籍校での申込となります)。

○窓口 スポーツ事業推進課 電話45-9511 FAX45-1024

救急医療情報キット支給事業(市の制度)

病歴やご親族の連絡先を記載した救急情報カードを、専用ケースで冷蔵庫内に保管するものです。もしもの時は、救急隊員が救急情報カードを確認します。

令和2年度から、利用者の同意を得て、市でも救急情報カードを保管し、必要な場合には消防局等に提供します。また、利用者の名簿を、市と消防局や民生委員等が共有します。

救急情報カードの内容に変更がある場合には、お知らせください。

○支給内容(無料) 専用ケース・救急情報カード(緊急連絡先、かかりつけ医、病歴等の情報を記載)・冷蔵庫貼付用ラベル

○支給対象者 避難行動要支援者名簿に掲載されている者
独居または日中独居、同居家族の疾病等の理由により、救急隊員が救急活動に必要な情報を把握することが困難になる可能性がある者

○窓口

障がい福祉課	電話 34-3212	FAX36-9119
こども福祉課	電話 33-4767	FAX36-9119
高齢福祉課	電話 34-3061	FAX34-3026
西部福祉課	電話 92-3002	FAX92-7111

避難行動要支援者名簿

在宅で生活をしている方のうち、災害発生時において不安を抱えている、身体障害者手帳1級、2級などの要件に該当する方または名簿掲載を希望される方が登録することで、お住まいの町会や民生委員、自主防災組織、消防団、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署に情報を提供いたします。平常時は地域での見守り活動等に、また災害時は避難支援等のために情報を活用します。

○窓口 福祉政策課 電話34-3227 FAX34-3204

緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの重度身体障がい者等で下記の要件を満たし、希望する方に緊急通報装置を設置します。

- 対象者 松本市に居住しているひとり暮らしの方で、次のいずれかに該当する方
 (1)65 歳以上の高齢者
 (2)身体障がい者(1級、2級)
 (3)心疾患、高血圧症、ぜんそく等の方(1級、2級)
 以上のほか、寝たきり老人夫婦等
 (注) 同一敷地あるいは隣接敷地に親族がいる場合は、原則対象外です。
- 利用条件 固定電話を引いていること
 (注)装置を固定電話に接続して利用するため、回線の種類によっては、利用ができない場合があります。
 警備員が利用者宅へ入る際に必要になりますので、合鍵をご用意ください。
- 利用料 月額600円
 低所得者(介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者)は、利用料が免除になります。
- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
 (65 歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3214 FAX34-3016

市内各種施設の利用料金の割引

手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)または松本市福祉 100 円バス乗車パス券をお持ちの方は、博物館・美術館等の利用料金が無料になります。スマートフォンアプリ(ミライロ ID)でも、割引となる施設があります。

(注)一部、施設や展示内容によって、別途料金がかかる場合があります。詳しくは各施設へ直接おたずねください。